

## 〈論文〉

# セックスワークに対する北米のソーシャルワーク

## 専門職団体の方針に関する研究

### —LGBTQI のセックスワークに焦点をあてて—

加藤 慶

#### Abstract

【目的】本稿は、(1)男性器と女性器の結合に留まらないセックスワークについて、北米のソーシャルワーク専門職団体の方針を明らかにすること、(2)日本のソーシャルワーカーは、LGBTQI のセックスワークについてどのように向き合い、支援を行うべきなのかを検討し提言すること、を目的とする。【研究方法と研究対象】研究方法は文献研究である。研究対象は、菊池(2015)、NASW「セックスワークに関する政策方針」、CASW「非犯罪化、出口戦略、健康の社会的決定要因」である。【提言】(1)LGBTQI を含む全てのセックスワーカーに対して、尊厳と敬意を払い、自己決定を尊重し、そして彼ら彼女らへの暴力を告発していくべきこと。(2)経済的正義、雇用と教育の機会が提供されるように努めるべきこと。(3)今日の性産業をめぐる世界的な議論を理解した上で、個人的な偏見を押し付けることなく、倫理綱領に従い、セックスワーカーに最善のサービスを提供できるような実践を行うべきことを提言した。

キーワード： LGBTQI セックスワーク 売春防止法 強制性交等罪

#### 1. はじめに・目的

国際ソーシャルワーカー連盟(International Federation of Social Workers=IFSW)と国際ソーシャルワーク学校連盟(International Association of Schools of Social Work=IASSW)が2014年のメルボルン総会において採択した「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(IFSW&IASSW,2014)では、「社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす」として「多様性尊重」がソーシャルワークの中核をなしていることを明確にした。

IFSWの2014年メルボルン総会で採択された国際方針「性的指向とジェンダー表現(Sexual Orientation and Gender Expression)」(IFSW,2014)では、多様性尊重に関連して「ソーシャルワーカーは、性自認、性的指向、ジェンダー表現が、社会規範から異なっている人々のウェルビーイングを高めることに、専門職の倫理および人権を基盤とした実践によりコミットしなければならない」とし、社会的規範と異なる性自認・性的指向・ジェンダー表現である人々やその可能性のあるすべての人々とその関連する問題に対するIFSWの立場性を明確にしている。IFSW人権委員会は、2021年にLGBTQIの人々に対する人権保護の取り組みについて、「すべての国のソーシャルワーク専門職団体が、自国の変化を提唱するために行動を起こすものではないことに対し、懸念を表明」し、「ソーシャルワーク専門職の基本的な義務は、抑圧に挑戦し、コミュニティと社会のすべての人々の権利を支援することである。世

界的に LGBTQI の人々のコミュニティに対する人権侵害が続くことを容認することは、認められない」ことを表明した(IFSW,2021)。

本稿が焦点をあてるものは、「性自認、性的指向、ジェンダー表現が、社会規範から異なっている人々」(IFSW,2014)、すなわち LGBTQI のセックスワークについてである(注1)。

宇佐美(2018)は、元セックスワーカーである支援者としての自らの経験から、日本において支援を行う側における LGBTQI の課題を次のように述べている。

「当事者たちは、ここまで見てきたように支援者の中にもいろいろな偏見や差別があるということをも十分に理解していて、相談と言っても自分が相談していいのかなど不安をもっています。例えば、セクシュアルマイノリティのセックスワーカーは、相談する時にセクシュアリティと職業の両方をカミングアウトする必要性があっても、『支援者にびっくりされるなら喋らないでおこうか』となってしまうがちです。自分たちは社会の中で想定されていないと自覚しているから、相談できる場所は最初からないと思っていたり、たとえ相談できる場所があってもハードルが高いと感じていることもよくあります。セックスワーカーであることで受ける偏見と、セクシュアルマイノリティであることで受ける偏見という、重層化した困難の中にいるのです。支援する側の想定と知識不足は、こうしたセックスワーカー当事者の SOS を遠ざけます」(宇佐美,2018,p.59)。

宇佐美の指摘に対して、日本のソーシャルワーカーはどのように向き合うべきか。本稿の問題意識は、LGBTQI の方々のセックスワークに関し、日本のソーシャルワーカーがどのように向き合い、支援を行うべきか、である。

LGBTQI のセックスワークを論じる必要性については、IFSW 国際方針「性的指向とジェンダー表現」に拠るのみならず、売春防止法と 2017 年の刑法改正によって成立した強制性交等罪を理解しておく必要がある。そこで梶原(2018)による日本の売春防止法に関する歴史の整理に負いながら、売春防止法の制定過程を確認する。

「第二次世界大戦後の日本では、社会的弱者の『保護』は重視されるべき福祉的な取組であった。早くも 1945 年 9 月 22 日に、総司令部覚書第 9 項『日本政府は花柳病ぼく滅に努力すべし。本事業は既存の日本機関によりなされる』が発せられ、1946 年 1 月 21 日には総司令部覚書『日本における公娼制度廃止に関する件』も発せられることとなった。それにより、同年 11 月 26 日に厚生省社会局長通知『婦人保護要綱』が発出されて、『母性保護と社会秩序』が主唱され、『転落の防止』と『保護対策』の方針が示されたのである。翌 1947 年 1 月 15 日に勅令第 9 号『婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令』が公布されて以降は、1951 年に起こった講和条約締結に伴う勅令第 9 号失効騒動で、婦人団体等が『公娼制度復活反対協議会』を作って運動を展開し、翌 1952 年 5 月の国会でこの勅令の国内法としての効力は持続されて存置が認められることとなった。しかし、肝心の立法は国会で廃案が繰り返され、6 度目にして『売春防止法』として成立したのは 1956 年 5 月 21 日のことであった」(梶原,2018,p.45)。

売春防止法第 1 条によれば、「この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする」とされる。同法第 2 条で「この法律で『売春』とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交

することをいう」と定義し、同法第3条「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」とする。

そして「女子に対する補導処分及び保護更生の措置」として、同法第34条から第40条により、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)」に対する保護更生を行う機関として、都道府県に婦人相談所の設置義務を課す。

同法34条によれば、婦人相談所の事業は次の3つである。(1)要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。(2)要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。(3)要保護女子の一時保護を行うこと。

また同法第35条では、都道府県知事・市長の委嘱により、「要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行う」婦人相談員を置き、さらに同法第36条により都道府県は、「要保護女子を収容保護するための施設」として婦人保護施設を設置できる旨の規定をしている。

この婦人相談所及び婦人保護施設は、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設として、同法施行規則第2条8により、社会福祉士養成課程における実習施設として認められている。これら一連の婦人保護事業は、1956年に制定された売春防止法に基づいて、今日に至るまで「要保護女子」を対象とした社会福祉事業として行われているものである(注2)。

次に、2017年の刑法改正による強制性交等罪の成立について確認しておく。

2017年の刑法改正は、1908年に施行された同法における性犯罪規定の初めての大幅改正である。とくに、同法第177条では「十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする」とし、それまでの「強姦罪」に変わって「強制性交等罪」へと変更となった。

これは、単に呼称が変更となったというものではない。法学者である渡邊(2019)は、この改正について「それ以前にも小規模な改正、たとえば輪姦形態による強姦罪等の非親告罪化(1958年)、集団強姦罪の新設(2004年)や罰則の強化などの動きはみられたが、今回の改正は社会における性意識自体にも多大な影響を与えるものであり、抜本的な理念の変更であると言わなければならない」と述べ、その抜本的な理念の変更の例として、次のように説明する。「たとえば、従来の『強姦罪』(177条)の名称が『強制性交等罪』に変わり、男性の行為主体自体が拡大、変更され、女性も行為主体となり、他方、行為客体も女性に限定されず男性を含み、性交類似行為の一部が強姦と同視されるなどの変更も行われ、実際、その行為はたんに女性器(膣)への性交ではなく、肛門性交、口腔性交(法文上、「性交等」と称されている)などにも拡大された。要するに、男性から女性に対する伝統的、典型的な強姦罪から、男性から男性、女性から男性に対する行為へ、さらに陰茎の挿入対象を膣に限定しないで肛門や口腔へと拡大されたのである」(渡邊,2019,p.104)。

この刑法改正にあたり、参議院において次の付帯決議が付されている。「政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。」「四 強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不

当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること」(参議院,2017)。

片居木(2018)は、2017年の刑法改正によって強制性交等罪が成立したことにより、売春防止法における「売春」概念が「揺らぎはじめている」と指摘する(片居木,2018,p.125)。その理由として、片居木は刑法改正によって従来の強姦罪が強制性交等罪に改められ、被害者性別が女性に限定されることなく、また性交類似行為まで対象が広げられたことに注目して、次のように指摘する。

「改正刑法は、性交と性交類似行為(肛門性交・口腔性交)を要素として『性交等』という法概念を採用する。売春防止法においては、『性交』を男性器と女性器の結合の有無に焦点化させ、性交類似行為を包含させないところで「売春」(買春)概念を構成する。この旧態依然とした「性交」のとらえ方は、『性交等』規定とは整合性を有するものではなく、抜本的な再検討が必要である」(片居木,2018,p.125)。

売春防止法第2条において「この法律で『売春』とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう」と定義し、同法第3条「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」と定めている。売春の成立要件となる「性交」とは男性器と女性器の結合とされるものの、2017年の刑法改正によって、被害者性別が女性に限定されることなく、また性交類似行為まで対象が広げられた強制性交等罪が成立したことにより、これまで日本の社会福祉事業が対象としてきた売春防止法の定める「要保護女子」の考え方や、売春防止法の「性交」概念と刑法との整合性は失われている。そのために、法律上、整合性をとる観点から売春防止法を改正し、「この法律で『売春』とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交又は性交類似行為することをいう」など、これまで「性交」に限定してきた売春の成立要件を、性交類似行為にも拡大させるべきであるという論も成立する。では、対償を受け、又は受ける約束で、同性間における不特定の相手方との性交類似行為を行うセックスワークについて、日本のソーシャルワーカーはどのように向き合い、支援を行うべきなのか、検討が必要であると考えられる。

以上の問題意識から、本稿は、(1)男性器と女性器の結合に留まらないセックスワークについて、北米のソーシャルワーク専門職団体の方針を明らかにすること、(2)日本のソーシャルワーカーは、LGBTQIのセックスワークについてどのように向き合い、支援を行うべきなのかを検討し提言すること、を目的とする。

## 2. 研究の方法

文献研究によって、以下の文献を取り上げて検討を行う。まず、セックスワークに関する検討を行うにあたり、これまでの日本におけるセックスワークに対する議論を整理した菊池(2015)の研究業績をもとにして、フェミニズム理論におけるセックスワーク概念をめぐる議論を概観する。フェミニズム理論を取り上げる理由は、売春防止法の制定は多くの女性たちの多年にわたる女性運動によって成立したものであり、フェミニズム理論における議論を確認することは必須であると考えたからである(注3)。

そしてソーシャルワーク専門職にとってのセックスワークに対する方針を概観していく。日本のソーシャルワーク専門職団体は、セックスワークについての立場を明確にしたものは存在していない。そのため、ソーシャルワークの先進国である北米における方針を確認す

るため、アメリカとカナダそれぞれのソーシャルワーク専門職団体の方針を取り上げる。

まず、全米ソーシャルワーカー協会(National Association of Social Workers=NASW)が1993年に採択し、セックスワークに対するソーシャルワーカーにとっての方針を明確にした「セックスワークに関する政策方針」(Policy Statement on Sex Work)(NASW,1993)を取り上げる。次にカナダソーシャルワーカー協会(Canadian Association of Social Workers=CASW)が2019年に採択し、セックスワークに対するソーシャルワーカーの方針を明確にした立場表明『非犯罪化、出口戦略、健康の社会的決定要因：セックスワーカーの健康、安全、尊厳のための3本柱のアプローチ』(Decriminalization,Exit Strategies,and the Social Determinants of Health:A three-pronged approach to health,safety and dignity for sex workers)(CASW,2019)を取り上げる。

なお、本稿が焦点をあてるものは、LGBTQIのセックスワークについてである。しかし、セックスワークをめぐる議論は、男女の異性間におけるものを基盤として形作られていることから、まず、その点のセックスワークに対する立場・知見を確認したのちに、LGBTQIのセックスワークについて考察する。

### 3. 結果

#### 3.1. セックスワークに関するフェミニズムの議論

菊地(2015)は、日本においてセックスワーク概念がどのように論じられているのかを概観し、フェミニズムとセックスワークをめぐる対立の構図を整理したのちに、接合を試みている。本稿では、まず菊地の研究レビューを通じて、日本におけるセックスワークをめぐるフェミニズムの議論を概観していく。

菊地は、セックスワークの概念の提起は一般に言われるような「性的に墮落した行為」などではなく、他のさまざまな労働と同じく、経済行為として一定の条件のもとで仕事として行われている現実を強調するものであることを指摘する(菊地,2015,p.37)。そのうえで、「多くのフェミニストがセックス・ワークの主張を否定しがちな傾向も分析すべき対象のひとつとして考えるべき」という問題意識から、「なぜ、フェミニズムはセックス・ワークの主張を認められないのか、またフェミニズムの議論はセックス・ワークの主張とどこで接合できるのか」(菊地,2015,pp.39-40)を検討している。本稿では、菊地(2015)の整理に従って、以下、日本におけるセックスワーク概念の展開過程と議論を概観していきたい。

セックスワーク概念が導入される前史として、1990年代に社会学において行われた「性の商品化」論争がある。菊地は売買春の問題の意味づけにまで掘り下げて考える端緒を開いた点の意義を評価しつつ、売買春を含め、「性の商品化」という言葉で指し示されている諸現象について、じっさいの社会的次元から分析することは不十分であったと評価する(菊地,2015,p.38)。その後、いくつかのセックスワークに関する主張や調査が公表された。一つは1997年に出版された、田崎英明編『売る身体/買う身体』(1997)がある。一つは、要・水島による『風俗嬢意識調査』(2005)である。田崎(1997)は、売春者の権利を労働権として認め、当事者の主体性を尊重することの必要性を論じる。要・水島(2005)は当事者不在の議論に問題を感じ、126名の「風俗嬢」に意識調査を行ったものである。

菊地は、セックスワークの権利主張は、フェミニズムのなかのある種の傾向に反対してなされることが多いことを指摘する(菊地,2015,p.39)。それはキャサリン・バリーやキャサリン・マッキノンらに代表される、「売買春を性支配の極限的形態としてとらえ、セックス・ワー

クの主張を否定するフェミニズム」(菊地,2015,p.39)に反対して、セックスワークの権利主張がされることから、セックスワーカーとフェミニストが対立しているかのようによ式化される傾向があると指摘する(菊地,2015,p.39)。そしてフェミニズムの主婦論争とマルクス主義フェミニズムを素材として、セックスワークの主張とフェミニズムの議論の接合を試みている(菊地,2015,p.40)。

菊地は、「結婚と売買春を区別するのは相手の男性が不特定多数か1人かという点のみである。直接あるいは間接の経済的報酬と引き換えに性行為を行うということは共通している」(菊地,2015,p.43)と指摘し、近代における結婚制度のもつ機能について述べる。

菊地はマルクス主義フェミニズムとアメリカの文化人類学者であるゲイル・ルービンによる検討をもとに、「売買春という『自然』化された領域での女性たちの活動は労働とは見なされない。なぜなら男性の『性欲』を解消するのは本来、その男性に所有された女性にとって当然と見なされているからである。妻でも恋人でもない女性が行ったときのみ、明確に金が与えられる。しかしそれは労働に対して払われる賃金ではない。本来、妻に対して与えられるべき経済的・社会的安定を例外的に金銭化したものである。逆に売春を労働と認定すれば、妻・主婦の仕事も労働、経済行為であることが証明されてしまう。現行の社会経済システムが主婦労働の抑圧の下に成立していることを隠すために、セックスワークは労働として認められないのである」と分析する(菊地,2015,p.44)。

次に菊地は主婦とセックスワーカーの関係性について、国家に注目することでその共通する課題を見出そうとする。すなわちセックスワーカーは、政府・行政機関・軍隊・警察・裁判所・監獄などの国家装置による物理的暴力の対象として位置付けられているのに対し、主婦は国家のイデオロギー装置である家族という場において安定を得ながら同時に支配のイデオロギーを担わなければならない身体として抑圧されていると述べる(菊地,2015,pp.49-50)。そして、「フェミニズム理論において売買春の問題が問われなかったのは、主婦と売春女性のあいだの分断を構造化している国家の意味を曖昧にしていたため」と結論付ける(菊地,2015,p.52)。また、セックスワーカーの権利が性的自己決定権のひとつとしてのみ捉えられることで、構造的な問題としての資本主義体制の問題を見落としてしまう危惧を指摘している(菊地,2015,p.51)。

以上、菊地(2015)による研究をレビューしてきた。菊地(2015)はフェミニズムとの関係でセックスワーカーについて論じ、「女性であるセックスワーカー(売春女性)が、男性を相手として売春を行う」ことを前提に検討し、主婦とセックスワークの共通問題として国家の存在を指摘し、セックスワークの権利主張にあたり、資本主義体制を問題化するものである。

### 3.2. 全米ソーシャルワーカー協会

次に、NASW が 1993 年に採択し、セックスワークに対するソーシャルワーカーにとっての立場性や考えを明確にした「セックスワークに関する政策方針」(Policy Statement on Sex Work)(NASW,1993)を取り上げる。

NASW の「セックスワークに関する政策方針」(NASW,1993)では、ソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの先駆者であるジェーン・アダムスから今日に至るまで、性産業に従事する女性に関わってきていることを確認している。そして、NASW は、ソーシャルワーカーに対して倫理綱領に従い、(1)セックスワーカーの尊厳と価値に敬意を払い、彼らの自己決

定権を尊重すること、(2)セックスワーカーの生活における人種差別、性差別、階級差別と闘うこと、(3)性産業から被害を受けたセックスワーカーを積極的に支援し、セックスワーカーのニーズに合った支援を提供すること、を求めている。

さらに、ソーシャルワーカーによるセックスワーカーへの向き合い方の歴史的変化について、過去を反省的に振り返りながら整理している(NASW,1993)。少し長くなるが、内容を要約して概観しておく。

初期のソーシャルワーカーは、1800年代半ば、福音主義的な活動の形でセックスワーカーと関わっていた。福音主義の性道徳では、男性の性的攻撃を制御し、女性を性的攻撃から守ることが自分たちの仕事だと考えていたからである。社会改良主義者たちは、セックスワークは常に女性の性的搾取につながると信じていた。そのアプローチは、セックスワーカー当事者の声や視点を排除し、「女性が被害者ではない」という可能性や、「セックスワークに従事するという選択を女性が主体的に判断している」という可能性を隠蔽するものであった。

その後、1800年代後半、セックスワークは女性が自分の意思に反して、第三者に「人身売買」される奴隷制度の一形態であるというイメージが定着することとなった。

著名なセツルメントワーカーであり、ハルハウスの創設者であるジェーン・アダムスは、社会が次の倫理的段階に移行すれば、やがてセックスワークはなくなると信じていた。そしてセックスワークを性奴隷としてとらえる考え方に影響を受け、セックスワーカーを不道徳な人々から救済する必要があると考えた。アメリカのフェミニストたちは、売春が「社会的悪」であるとしたアダムスの考えに同意した。

1920年代、ソーシャルワーカーが専門化していく過程の中で、ソーシャルワーカーは、キリスト教や教会を基盤とした仕事をしている人たち、すなわち福音主義者や慈善活動家とは一線を画そうとした。このような緊張関係にもかかわらず、道徳改革運動家とソーシャルワーカーは本質的には同じように「墮落した女性を更生させ、救済する」という考え方であった。すなわち、ソーシャルワーカーはケースワークやセラピーによって、福音主義者は宗教によって、「墮落した女性の人格を変えて更生させよう」としたのである。

ソーシャルワーカーとセックスワーカーの関係に変化が訪れたのは、1980年代に入ることである。HIVの感染拡大によって、ソーシャルワーカーがセックスワーカーと共に仕事をする機会が生まれることとなった。しかし、女性のセックスワーカーのHIV感染率が、非セックスワーカーである女性よりも高い、という証拠はなかったにもかかわらず、セックスワーカーは性感染症の蔓延の原因とされたのである。

1990年代に行われたHIV/AIDS教育プログラムは、セックスワーカーによって組織・運営されたが、中には、ソーシャルワーカーがサービスを提供したものもある。例えば、針交換プログラム、HIV/AIDSアウトリーチプログラム、セーファー・セックス教育、HIV感染者のための公衆衛生プログラムなどである(NASW,1993)。

そしてNASWは、ソーシャルワーカーによるセックスワーカーへの向き合い方の歴史的変化を反省的に振り返った上で、次のような認識を表明した(NASW,1993)。

ソーシャルワーカーは、今日の性産業をめぐる世界的な議論を理解した上で、個人的な偏見を押し付けることなく、倫理綱領に従い、セックスワーカーに最善のサービスを提供できるような実践を行うことが重要である。

セックスワーカーとして働いている、あるいは働いていた女性の声を聞き、それを検証することは、ソーシャルワーカーにとって必須のことである。誘拐や人身売買によって肉体的に強制されて性産業に従事している女性、貧困と飢餓によって、セックスワークが唯一の選択肢である女性もいる。秘書やウェイター、畑仕事をする男性がいるのと同じように、セックスワーカーとして働くことを選ぶ女性もいる。他の仕事のスキルや教育を受けていても、さまざまな理由で自由にセックスワーカーとして働くことを選ぶセックスワーカーもいるのである(NASW,1993)。

NASW(1993)は以上の認識を前提に、(1)セックスワークの非犯罪化、(2)尊厳と敬意、(3)自己決定、(4)セックスワーカーへの暴力を告発する、(5)経済的正義、雇用と教育の機会、(6)研究、という6つの方針を表明している。それぞれの具体的な内容を確認していく(NASW,1993)。

(1)セックスワークの非犯罪化・・・ソーシャルワーカーは、セックスワークの非犯罪化を支持する。セックスワークを禁止する取り組みは、結果としてセックスワーカーの孤立、脆弱性の増大、虐待、搾取を招くものとなる。セックスワークを規制するプログラムは、セックスワーカーを管理し、さらにスティグマとさせる結果となっているからである。

(2)尊厳と敬意・・・すべての人々と同様に、セックスワーカーは尊厳と敬意をもって扱われる権利がある。セックスワーカーの当事者たちは、仕事から離れ暴力から安全を求めることを妨げる主な要因としてスティグマを挙げている。セックスワーカーは、不公平な世界秩序の中で生き抜こうとしている他の女性と同じである。セックスワーカーは尊厳と尊敬に値する人間として扱われることを望み、適切な衣食住を必要とし、やりがいを感じたいと思っているのである。

(3)自己決定・・・ソーシャルワーカーは、セックスワーカーを含むすべての人々が自己決定権を持っていることを忘れてはならない義務がある。また、私たちソーシャルワーカーは性産業から離れた女性を支援し、さらに離れられない女性を支援しなければならない。自分にとって最適な選択肢を選ぶのは、本人である。ソーシャルワーカーの仕事は、クライアントを守り、ニーズを満たすサービスを提供することである。

(4)セックスワーカーへの暴力を告発する・・・私たちソーシャルワーカーは、女性を暴力から守るための法律が積極的にセックスワーカーに適用されることを支持する。セックスワーカーが性的暴行を受ける可能性があること、そして保護されるべき存在であることを認めなければならない。警察と検察はセックスワーカーに対して公平な保護を提供し、彼らが虐待や暴力を報告する際には支援しなければならない。

(5)経済的正義、雇用と教育の機会・・・女性には、経済的正義、平等な雇用、教育の機会が与えられなければならない。それにより初めて女性は実行可能な選択肢を持つことができる。そのため、私たちは女性に平等な教育機会を保証する法律を制定し、施行しなければ

ばならない。また、アフーマティブ・アクションや職場でのセクシャルハラスメント対策は引き続き必要である。

(6)研究・・・私たちソーシャルワーカーは、研究者が社会的、政治的、経済的、そして個人的な権力の問題を認識し、研究対象となるセックスワーカーとの権力関係を平等にするよう努めることが求められる。これは、セックスワーカーは、彼ら自身の人生の専門家であり、一方、研究者は研究方法の専門家であり、私たちが皆、お互いから学ぶ立場にあることを認識することで達成できる。また、研究者はデータに対する解釈が正確であることを確認するために、研究対象のセックスワーカーに結果を返さなければならない。

以上のNASW(1993)の方針は女性のセックスワーカーを前提とするものであり、本稿が焦点をあてるLGBTQIに関しては言及したものではない。しかし、女性のセックスワーカーに対する向き合い方として、人権や社会正義の価値を重視するNASWの明確な立場性を読み取ることができる。

### 3.3. カナダソーシャルワーカー協会

次に、カナダを取り上げていく。2019年8月28日にカナダソーシャルワーカー協会(Canadian Association of Social Workers=CASW)は、立場表明『非犯罪化、出口戦略、健康の社会的決定要因』(Decriminalization, Exit Strategies, and the Social Determinants of Health: A three-pronged approach to health, safety and dignity for sex workers)を発表した。これは、ソーシャルワーカーの立場から、LGBTQIを含む全てのセックスワーカーの健康、安全、尊厳のための3本柱のアプローチについて述べ、セックスワークの非犯罪化を含む提言を行っている。この提言を公表する背景について、CASWは下記のように述べる(CASW,2019)。

2013年にカナダ最高裁判所は、カナダにおけるセックスワークを規制する既存の法律を違憲と判断し、2014年、カナダ政府は新しく「地域と搾取された者の保護法(Protection of Communities and Exploited Persons Act=PCEPA)」を制定した(注4)。この法律では、性的サービスを購入することを違法とする一方で、性的サービスを販売することは違法ではないものとした。この法律によって、性的サービスの需要をなくし、セックスワーカーは健康的でより良い生活を実現するものと考えられていた。しかし、カナダの国内外の証拠、セックスワーカー自身の声、そして権利擁護団体は、逆のことが起こっているという結果を報告している(CASW,2019)。

以上の背景のもとCASWは、合意に基づく成人のセックスワークを非犯罪化するため、3つの方法を提案し、さらにカナダ刑法の改正を提案している。具体的には、CASWは合意の上での成人同士のセックスワークを非犯罪化することを提案する一方、未成年者や人身売買に関わる行為を激しく非難することを表明している(CASW,2019)。また、CASWは、この立場表明は哲学的なものではなく、あくまでも実用的なものであり、CASWがセックスワークそのものについてどのような立場であるかどうかは関係がないことを明らかにしている(CASW,2019)。

多くのセックスワーカーが否定的な経験を報告する一方で、エンパワメント経験を報告

している事も少なくないという認識を CASW は示した上で、あるセックスワーカーのエンパワメントの経験が解放から来ているのか、それとも、目に見えない支配的な家父長制から来ているのかに対し関心がないこと、そして、この CASW の立場声明は、どのような政策や法律の選択肢が、カナダ人にとって最も安全で尊厳があり、社会的にも健康的にも好ましい結果をもたらすか、ということに関心があるものであることを示している(CASW,2019)。また、この考え方は CASW 倫理綱領の個人の保護と害を与えないという原則、自律と自己決定とのバランスをとることを求める規定に沿っている(CASW,2019)。

CASW は、セックスワーカーが女性であることを前提とせず、LGBTQI を含む全ての成人のセックスワーカーの安全、健康、幸福を向上させるため、次の 3 つの方法を提案する(CASW,2019)。(1)成人の合意の上で行われるセックスワークを非犯罪化すること。(2)セックスワークからの離脱をセックスワーカーが希望した際の出口戦略に対する資金援助と、その援助を拡大すること。(3)危険なセックスワークに参加させられる、人身売買のリスク等に対するための資源を投入すること。

以下、CASW による、それぞれの提案内容の理由を概観していく(CASW,2019)。

(1) 成人の合意の上で行われるセックスワークを非犯罪化すること。

カナダの法律ではセックスワークそのものは合法である一方で、そのセックスワークを購入することは犯罪とされている。この犯罪化によって、セックスワークは地下に潜り、より安全でない環境に追いやられる。この根拠となる考えとして、CASW(2019)は以下のものを示す。(a)セックスワークのあらゆる側面を犯罪化することは、セックスワーカーの安全、健康、法的保護へのアクセスを損なうこととなる。(b)公共の場でのセックスワーカーとその顧客とのコミュニケーションを禁止することは、暴力、虐待、その他の健康および社会的な害のリスクを高めることとなる。(c)セックスワークのあらゆる側面を犯罪化することは、セックスワーカーがより安全な労働環境を形成し、また集団で仕事をし、第三者を関与させることを妨げるものとなる。(d)性の購入を犯罪化しても、売春を減らしたり、なくしたりすることはできない。(e)セックスワークのあらゆる側面を犯罪化することは、人身売買に対処するさまざまな取り組みを弱めるものとなる。強要、人身売買、未成年者との何らかの性的活動に従事した者は、引き続き犯罪者として扱われるべきであり、また、性産業にどのような理由で参入したかにかかわらず、安全で利用しやすい形での性産業からの移行支援を行うべきである。また、LGBTQI のセックスワーカーは、一般の人々よりも性的暴力を受ける可能性が高く、非犯罪化によって得られる安全性の向上は、これらの人々に直接役立つものである。

(2)セックスワークからの離脱をセックスワーカーが希望した際の出口戦略に対する資金援助と、その援助を拡大すること。

カナダ国内では、すでに多くの優れたコミュニティレベルの組織がセックスワークからの離脱を希望するセックスワーカーのための支援に取り組んでいる。例えば現役もしくは以前にセックスワーカーであった人々、性産業に従事する可能性のある人々、人身売買された人々を対象に、街頭での働きかけ活動や雇用機会を作ること、スキルの指導、移行支援などを行っている。しかし、このような組織はカナダ全土に存在するものの、資金不足、人員不足、過重労働に陥っている。そこで CASW はカナダ政府に対して、あ

らゆる形態の非自発的または強制的なセックスワークの防止に関連するすべての活動を調整するために、省庁横断的な単一の組織を新設することを提案する(CASW,2019)。

(3) 危険なセックスワークに参加させられる、人身売買のリスク等に対するための資源を投入すること。

この提案をより具体化するものとして (a)すべてのカナダ人のためのベーシックインカムを創設すること。(b)手頃な価格で利用しやすい住宅を供給すること。(c)手頃で利用しやすい保育の提供をすること。(d)社会的養護から社会に移行する若者のためのベスト・プラクティスの実施をすること。(e)国内外の人身売買を防止・撲滅するための取り組みを強化すること(CASW,2019)。

以下、それぞれの提案内容をより具体的に確認していく(CASW,2019)。

(a)すべてのカナダ人のためのベーシックインカムを創設すること。「セーフティネット」の概念から、「安定した基盤」の概念へと移行するものである。収入は、強力な保護要因である。

(b) 手頃な価格で利用しやすい住宅を供給すること。カナダ政府は、手頃な価格の住宅、緊急時の住宅を確保するための資金提供を行うべきである。いかなるカナダ人も、住むところがないことによって、セックスワークを行う状況に陥るべきではない。

(c)手頃で利用しやすい保育を提供すること。質が高く、手ごろな価格で提供される保育を実現するための国家的取り組みが必要であり、単に税制優遇措置だけでは十分ではない。どのカナダ人も、保育料を支払えないことを理由として、セックスワークに従事することになるべきではない。

(d) 社会的養護から社会に移行する若者のためのベスト・プラクティスの実施をすること。社会的養護制度のもとから社会に出る際の支援について議論するために、中央政府の担当大臣は定期的に地方政府の担当者と会談するべきである。社会的養護から社会に出る際は、青少年にとって特に脆弱な時期である。また、里親制度と人身売買の関連性も無視できるものではない。第一線で働くソーシャルワーカーの多くが、里親制度を人身売買への「パイプライン」と呼ぶ理由は、この時期の青少年が非常に脆弱であるからである。

(e)国内外の人身売買を防止・撲滅するための取り組みを強化すること。国際的に100万人以上の人々に人身売買は影響を与え、さらにセックスワーカーを供給している。これらの活動は違法であり、阻止しなければならない。この取り組みは、職業として自らセックスワークを選択している人々に対して、意図しない形で悪影響を与えないような方法で実施する必要がある。

(f)先住民のコミュニティや組織が、先住民向けサービス利用者のために設計したプログラムやサービスを提供することを強化すること。アボリジニ女性に対する暴力に関する特別委員会の2014年報告書では、先住民の女性が性産業に従事している事実や、彼女たちが経験している不均衡な暴力に対処するための多くの提言が行われている。先住民のコミュニティに直接投資し、彼らのニーズに合ったプログラムの新設や強化を促進すべきである。

ここまで確認してきたように、CASW(2019)の方針では、セックスワーカーの主体的な決

定や権利を尊重しつつ、人身売買が行われないような仕組みの整備、さらには住宅・収入の確保の手立てについての具体的な提言が行われている。

### 3.4. 結果のまとめ

菊地(2015)、NASW(1993)、CASW(2019)の結果を簡単にまとめておく。

菊地(2015)によるセックスワークに関するフェミニズム理論の整理は、思想的検討を含み、国家や資本主義体制を問題化するものであった。また、フェミニズムとの関係でセックスワーカーについて論じることから、女性であるセックスワーカーが、男性を相手として売春を行うことを前提として検討を行っていた。そして、主婦とセックスワークの共通問題として国家の存在を指摘し、セックスワーカーの権利が性的自己決定権のひとつとしてのみ捉えられることで、構造的な問題としての資本主義体制の問題を見落としてしまう危惧を指摘していた。

NASW(1993)は、1800年代から1900年代初期のソーシャルワーカーらによるセックスワーカーへの向き合い方を反省的に振り返った後、ソーシャルワーカーは今日の性産業をめぐる世界的な議論を理解した上で、個人的な偏見を押し付けることなく、倫理綱領に従い、セックスワーカーに最善のサービスを提供できるような実践を行うことが重要である、という認識を表明する。そして、(1)セックスワークの非犯罪化、(2)尊厳と敬意、(3)自己決定、(4)セックスワーカーへの暴力を告発する、(5)経済的正義、雇用と教育の機会、(6)研究の6つの方針を明らかにしていた。NASW(1993)の方針は女性のセックスワーカーを前提とするものであり、本稿が焦点をあてるLGBTQIに関して言及したものではない。しかし、女性のセックスワーカーに対する向き合い方として、人権や社会正義の価値を重視するNASWの明確な立場性を読み取ることができた。

CASW(2019)は、ソーシャルワーカーの立場から、セックスワーカーの健康、安全、尊厳のための3本柱のアプローチを含む声明を公表していた。この声明では、セックスワークの非犯罪化を提言し、さらにこの立場表明が哲学的なものではなく、あくまでも実用的なものであること、セックスワークそのものについて、CASWがどのような立場であるかどうかは関係がない、という自らの立場を明確化するものであった(CASW,2019)。あるセックスワーカーのエンパワメントの経験が解放から来ているのか、それとも、目に見えない支配的な家父長制から来ているのかに対してCASWは関心がなく、このCASWの立場声明は、どのような政策や法律の選択肢が、カナダ人にとって、最も安全で尊厳があり、社会的にも健康的にも好ましい結果をもたらすか、ということに関心があるものであることを示していた(CASW,2019)。この考え方はCASW倫理綱領の、個人の保護と害を与えないという原則、自律と自己決定とのバランスをとることを求める規定に沿っていることを述べていた(CASW,2019)。そしてCASWは、セックスワーカーの安全、健康、幸福を向上させるため、次の3つの方法を提案する(CASW,2019)。(1)成人の合意の上で行われるセックスワークを非犯罪化すること。(2)セックスワークからの離脱をセックスワーカーが希望した際の出口戦略に対する資金援助と、その援助を拡大すること。(3)危険なセックスワークに参加させられる、人身売買のリスク等に対するための資源を投入すること。また、CASWのセックスワーカーの概念はNASWの指針と異なり、セックスワーカー=女性という前提に留まらず、本稿が焦点をあてるLGBTQIも言及されており、LGBTQIのセックスワーカーは一般の人々

よりも性的暴力を受ける可能性が高く、非犯罪化によって得られる安全性の向上は、これらの人々に直接役立つものであることが述べられていた。

#### 4. 考察・提言

本稿の問題意識は LGBTQI の方々のセックスワークに関し、日本のソーシャルワーカーがどのように向き合い、支援を行うべきなのか、である。以上の結果をもとに、LGBTQI の方々のセックスワークに関し、日本のソーシャルワーカーがどのように向き合い、支援を行うべきなのかについて考察と提言を行う。

NASW(1993)の方針は、女性のセックスワーカーを前提としたものである。しかし、内容は女性のセックスワーカーに限定させる必要性はなく、「性自認、性的指向、ジェンダー表現が、社会規範から異なっている人々」(IFSW,2014)、すなわち LGBTQI のセックスワーカーや異性間の男性セックスワーカーにも適用することが有用であると考え。つまり、日本のソーシャルワーカーは LGBTQI を含む全てのセックスワーカーに対し、尊厳と敬意を払い、自己決定を尊重し、そして彼ら彼女らへの暴力を告発していくべきである。また、経済的正義、雇用と教育の機会が提供されるように努めるべきである。研究においては、研究者が社会的、政治的、経済的、そして個人的な権力の問題を認識し、研究対象となるセックスワーカーとの権力関係を平等にするよう努めるべきである。彼ら彼女らは自らの人生の専門家である一方、研究者は研究方法の専門家であり、私たちが皆、お互いから学ぶ立場にあることを認識すべきである。研究者は、データに対する解釈が正確であることを確認するために、セックスワーカーに結果を返さなければならないと考える。そして、日本のソーシャルワーカーは、今日の性産業をめぐる世界的な議論を理解した上で、個人的な偏見を押し付けることなく、倫理綱領に従って全てのセックスワーカーに最善のサービスを提供できるような実践を行うことが重要であると考え。

菊地(2015)による、セックスワークに関するフェミニズム理論の整理では、思想的検討を含み、国家や資本主義体制を問題化し、セックスワーカーの権利が性的自己決定権のひとつとしてのみ捉えられることで、構造的な問題としての資本主義体制の問題を見落としてしまう危惧を指摘していた。

一方、CASW の立場表明は哲学的なものではなく、あくまでも実用的なものであることを明確にしていた。これは日本のソーシャルワーカーにとっても有用な考え方である。ソーシャルワーカーが、セックスワークそのものについてどのような立場であるかどうかは関係がなく、そしてソーシャルワーカーとして、どのような政策や法律の選択肢がそこで生活する人々に対して最も安全で尊厳があり、社会的にも健康的にも好ましい結果をもたらすか、というソーシャルワーカーの関心を明確にすることで、中核的任務である「社会変革・社会開発・社会的結束の促進、および人々のエンパワメントと解放」(IFSW&IASSW,2014)を進めることができると考える。また、LGBTQI を含む全てのセックスワーカーの生活上の課題を明らかにする努力と、その課題解決に向けた取り組みをソーシャルワーカーは行っていくべきである。

日本では、2018 年より厚生労働省子ども家庭局が「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、売春防止法に基づく婦人保護事業への見直し検討を行なっている(注5)。この検討会は、「売春防止法に基づく『要保護女子』としてではなく、若年

女性への対応、性被害からの回復支援、自立後を見据えた支援など、時代とともに多様化する困難な問題を抱える女性を対象」に、新たな支援の枠組みを検討しているものである。CASW(2019)は、セックスワークからの離脱をセックスワーカーが希望した際の出口戦略に対する資金援助と、その援助を拡大することを、カナダ政府に対して提案しているが、その提案内容は、日本の婦人保護事業の見直しにおいても参照されるべきものである。しかし、支援対象を女性に限定しており、本稿が焦点をあてる LGBTQI への対応の検討がされているものではない。

2017 年の刑法改正によって、被害者性別は女性に限定されることなく、また性交類似行為まで対象が広げられた強制性交等罪が成立し、売春防止法との整合性が失われている。そのため売春の成立要件を性交類似行為にも拡大させるべきである、という論も成立する。しかし、NASW(1993)の「セックスワークの非犯罪化」及び、CASW(2019)の「成人の合意の上で行われるセックスワークを非犯罪化すること」の観点から、日本のソーシャルワーカーは、売春防止法が禁止する「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」の撤廃を支持し、また、売春の成立要件を性交類似行為に拡大させることは支持しない立場を明確に表明すべきである。そして支援対象を女性のみ限定するのではなく、セックスワークに従事する全ての人々への支援の仕組みを具現化するように、ソーシャルワーカーは努めるべきである。

## 5. おわりに

本稿の「はじめに・目的」で述べたように、宇佐美(2018)は元セックスワーカーである支援者としての自らの経験から、日本において支援を行う側における LGBTQI の課題を指摘した。宇佐美のこの指摘は、日本のソーシャルワーカーにとって極めて重要な指摘である。繰り返しとなるが、「社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす」ものである。「性自認、性的指向、ジェンダー表現が、社会規範から異なっている人々のウェルビーイングを高めることに、専門職の倫理および人権を基盤とした実践によりコミットしなければならない」(IFSW,2014)。しかし、日本における LGBTQI の人々へのソーシャルワークの実践と研究の蓄積は、まだ始まったばかりである。当事者の方々から本稿へのご意見を頂ければ幸いである。また日本のソーシャルワークの実践と研究の深化をはかり、もって当事者の方々に還元していけるように努めていきたい。

注 1) LGBTQI とは、レズビアン(L)、ゲイ(G)、B(バイセクシュアル)、T(トランスジェンダー)、Q(クィア)、I(インターセックス)のことである。

注 2) 婦人保護施設における援助の取り組みについては、堀(2011)が詳しい。なお、2021 年 4 月より実施されている新しい社会福祉士・精神保健福祉士養成課程においては「刑事司法と福祉」が必修科目として新設されており、社会福祉士・精神保健福祉士による支援の取り組みが期待される。社会福祉士・精神保健福祉士養成の代表的な教科書の一つである、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が編集した教科書『刑事司法と福祉』(日本ソーシャルワーク教育学校連盟,2021)では、「犯罪被害者等支援に関する制度の概要」という項目において「女性等の暴力被害者支援の経緯」として説明している(日本ソーシャルワーク教育学校連盟,2021,pp.230-235)。しかし、「女性等」と述べるに留め、刑法改正における参議院付帯決議

「被害者となり得る男性や性的マイノリティ」の主旨を反映していない。参議院付帯決議では、政府及び最高裁判所に対しこの点について特段の配慮を求めており、参議院付帯決議の主旨が反映されるよう、政府は必要な措置を講じるべきである。

注 3) 女性運動やフェミニズムにおける売春防止法の制定の成果を指摘する文献として、例えば佐藤(1976)、増淵(2001)、河嶋(2018)などがある。

注 4) 「Protection of Communities and Exploited Persons Act」については、カナダ政府司法省(2014)を参照のこと。

注 5) 詳細については、厚生労働省子ども家庭局・困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会(2019)を参照のこと。

## 文献

### 日本語文献

IFSW&IASSW(2014)『ソーシャルワーク専門職のグローバル定義』

宇佐美翔子(2018)「セックスワーカーとは誰のことか—社会の想定からこぼれるワーカーたち」『セックスワーク・スタディーズ-当事者視点で考える性と労働』,SWASH 編,日本評論社  
梶原洋生(2018)『『売いん』等に係る条例の制定-1946年から1957年までの整理-』『新潟医療福祉学会誌』18(2),pp.44-50.

片居木英人(2018)「売春防止法全面施行60年-強制性交等罪の成立・施行による「売春」概念の再検討の必要性-」『日本社会福祉学会第66回秋季大会大会プログラム・報告要旨集』p.125-126.

要友紀子・水島希(2005)『風俗嬢意識調査』ポット出版

河嶋静代(2018)「日本における売春防止法と婦人保護事業の見直しをめぐって」『女性学年報』39(0),pp.16-20.

菊地夏野(2015)「セックス・ワーク概念の理論的射程-フェミニズム理論における売買春と家事労働」『人間文化研究』(名古屋市立大学大学院人間文化研究科),24,pp.37-53.

厚生労働省子ども家庭局・困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会(2019)「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000556504.pdf>),2021年10月30日接続

佐藤富士郎(1976)「婦人福祉の問題点-売春防止法をめぐって-」『中国短期大学紀要』7,pp.1-10.

参議院(2017)「刑法の一部を改正する法律」(平成29年6月23日第72号)(<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/pdf/k031930471930.pdf>),2021年10月30日接続.

田崎英明編(1997)『売る身体/買う身体-セックスワーク論の射程』青弓社

日本ソーシャルワーク教育学校連盟(2021)『刑事司法と福祉』(最新社会福祉士養成講座・精神保健福祉士養成講座10),中央法規

堀千鶴子(2011)「婦人保護施設におけるソーシャルワーク-設置経営主体別にみた生活支援機能を中心に-」『城西国際大学紀要』(福祉総合学部),19(3),pp.1-24.

増淵千保美(2001)「婦人保護事業の縮小問題と地域福祉の課題」『佛教大学大学院紀要』(29),pp.287-302.

渡邊泰洋(2019)「わが国の刑法における性犯罪規定改正の比較法的考察-スコットランド2009年法を参考に-」『拓殖大学論集. 政治・経済・法律研究』21(2), pp.103-127.

#### 英語文献

カナダ政府司法省(2014)「Prostitution Criminal Law Reform:Bill C-36,the Protection of Communities and Exploited Persons Act」([https://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/other-autre/c36fs\\_fi/](https://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/other-autre/c36fs_fi/)),2021年10月30日接続.

CASW(2019)「Decriminalization,Exit Strategies,and the Social Determinants of Health:A three-pronged approach to health,safety and dignity for sex workers」(<https://www.casw-acts.ca/en/canadian-association-social-workers-provides-recommendations-safer-better-canada-sex-workers/>), 2021年10月30日接続.

IFSW(2014)『Sexual Orientation and Gender Expression』(<https://www.ifsw.org/sexual-orientation-and-gender-expression/>),2021年10月30日接続.

IFSW(2021)『IFSW Rights Commission Highlight Concerns for LGBTQI People』(<https://www.ifsw.org/ifsw-rights-commission-highlight-concerns-for-lgbtqi-people/>),2021年10月30日接続.

NASW(1993)「Policy Statement on Sex Work」

加藤 慶 (かとう けい) 東京通信大学 人間福祉学部 助教